

令和7年度第3回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月26日（木）午後1時30分から2時30分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 丸谷 浩二

委員 1番 川端 伸造

2番 藤野 雄次

3番 北田 和彦

4番 糠山 秀雄

5番 館 邦夫

6番 松井 成樹

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

10番 長谷川太佑

11番 林 恵子

13番 北 廣見

4. 欠席委員（2人）

9番 谷川 聡志

14番 朝倉 雪

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第5号 あわらし市地域計画変更（案）に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届の報告について

第6 その他

(1) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 藤井 恭代
主査 板東 裕美
主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局：皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

それでは、まず初めに、丸谷会長からご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたしますします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局：それでは、本日の出席状況をご報告いたします。

委員総数24名中、本日の出席委員は20名であります。

なお、9番 谷川委員、14番・朝倉 委員、推進委員の中嶋委員、南坂委員から欠席の届出がございました。

従いまして、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

（業務報告）

以上でございます。

事務局： それでは、ここからの進行は、丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4 議事録署名人の指名を行います。

本日の議事録署名人は、10番・長谷川 委員、11番・林 委員の両名をお願いいたします。

◇ 議 事

議長： 続きまして、日程第5 議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（p2～p7）

議長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

事務局の説明を求めます。

事務局： はい。わたくしのほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2 ページをご覧ください。

今回、7件の申請がございました。

1番につきましては、こちらは5月の定例総会でご審議いただき、地区役員さんから頂く承諾書の譲受人と譲渡人が逆に記載されていたことにより、保留になった案件でございます。この度、承諾書を改めてご提出いただきました。譲渡人は花乃杜にお住いの〇〇さんで、譲受人は花乃杜にお住まいの〇〇さんでございます。申請農地は花乃杜五丁目1104番1の畑1筆で、面積は464㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま

す。2番につきましては、譲渡人は二面にお住いの〇〇さんで、譲受人は二面にお住まいの〇〇さんでございます。申請農地は二面14字42番、43番の畑2筆で、面積は合計で167㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま

す。3番につきましては、譲渡人は次郎丸にお住いの〇〇さんで、譲受人は北疋田にお住まいの〇〇さんでございます。申請農地は北疋田20字3番3の畑1筆で、面積は47㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。5ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま

す。4番につきましては、譲渡人は大溝にお住いの〇〇さんで、譲受人は北疋田にお住まいの〇〇さんでございます。申請農地は北疋田18字1番4の畑1筆で、面積は78㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。5ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま

す。5番につきましては、譲渡人は大溝にお住いの〇〇さんで、譲受人は北疋田にお住まいの

〇〇さんでございます。申請農地は北疋田18字1番5の畑1筆で、面積は7.20㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。6ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま

す。6番につきましては、譲渡人は北疋田にお住いの〇〇さんで、譲受人は次郎丸にお住いの〇〇さんでございます。申請農地は北疋田18字11番2の畑1筆で、面積は66㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。6ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま

す。7番につきましては、譲渡人は名古屋市にお住いの〇〇さんで、譲受人は上番にお住いの〇〇さんでございます。申請農地は上番129字13番の畑1筆で、面積は407㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。7ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。

番号1番について、5番・館 委員 お願いします。

- 5 番： 先月の定例総会で計上された件ですけれども、私のところに来た確認書では譲り渡りと譲り受け人の名前が逆転しているということで指摘をさせていただきました。今回は正式なもので確認いたしました。これは問題ないというふうに考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。

次に、番号2番について、1番・川端 委員 お願いします。

- 1 番： はい、現場の確認もしましたが、事務局の説明通りなんら問題はございませんでした。以上です。

議長： ありがとうございます。

次に、番号3番から番号6番について、3番・北田委員お願いします。

- 3 番： はい、これは事務局の説明通り問題はないと思います。以上です。

議長： ありがとうございます。

次に、番号7番について、2番・藤野職務代理者お願いします。

- 2 番： はい、この畑は譲受人の自宅の後ろにあり、譲り受けても問題ないかと思

議 長： それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。
(発言なし)
他に無いようですので、採決に入ります。

議 長： 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (p8～ p 10)

議 長： 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。8 ページをご覧ください。

今回、1 件の申請がございました。

番号 1 番につきまして、貸付人は二面にお住いの〇〇さん、借受人は波松の〇〇さんでございます。

申請の土地につきましては、波松 68 字 87 番 2 の 1 筆で、登記地目は畑、面積は 8,279 m²のうち 279.72 m²でございます。用途につきましては観光農園の作業所でございます。

事由につきましては、申請人は、ふどうの選果作業場所として利用するため観光農園の作業所を新設したいとのことでございます。こちらの農地区分につきましては、農振農用地でございます。農振農用地は、原則転用できないとなっておりますが、農業用施設ということで、例外として転用が可能と判断されるものでございます。場所につきましては 9 ページ、計画図につきましては 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。

番号 1 番について、14 番・朝倉委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に替えさせていただきます。

議 長： 次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、5 番・館 委員に調査結果の報告をお願いします。

5 番： はい。本日、午前中、糠山委員と事務局と私の 3 人で現地を見てきました。この事由にあるように観光農園の作業所を整備したいということで、特に問題ないと考えます。以上です

議長： はい、ありがとうございます。

それでは、この案件について、ご質問はありませんか。

(質問なし)

ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって県に進達するものといたします。

◇ 議案第3 現況証明願について (p 11～p 14)

議長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。11ページをご覧ください。今回、5件の申請がございました。

番号1番につきまして、申請人は堀江十楽にお住いの〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、堀江十楽1字24番1で面積は合計303㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。

事由につきましては、申請地は昭和47年に土地利用者が店舗を建築し、以後宅地として利用され現在に至っているとのことで今回、地目変更したいとのことでございます。

場所につきましては12ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は清王にお住まいの〇〇さんでございます。

申請の土地につきましては、清王13字47番2 外2筆で面積は合計275㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。

事由につきましては、申請地は平成10年以前に、車庫や住宅を建築し、以後宅地及び住宅敷地として利用され、現在に至っているとのことで今回、地目変更したいとのことでございます。

場所につきましては13ページをご覧ください。

続きまして、番号3番につきましては、申請人は北疋田にお住まいの〇〇さんでございます。

申請の土地につきましては、北疋田18字11番3で面積は9.44㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。

事由につきましては、隣接地との境界が不明瞭のまま、畑として管理してきたが、今回、両者立ち合いのもと境界を確定したところ、公図の形状と異なり、区域の中には立木もあり山林原野と化し、現在に至っているとのことで今回、地目変更したいとのことでございます。

場所につきましては14ページをご覧ください。

続きまして、番号4番と5番につきましては、申請人は次郎丸にお住まいの〇〇さんでございます。

4番の申請の土地につきましては、北疋田20字3番2で面積は56㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。

事由につきましては、昭和54年1月17日付で土地改良法による換地処分が行われた土地の一部で、平成9年に当該地を含めた敷地に農機具車庫を建築して、現在に至っているとのことで今回、地目変更したいとのことでございます。

場所につきましては14ページをご覧ください。

5番の申請の土地につきましては、北疋田20字3番4で面積は3.89㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。

事由につきましては、昭和54年1月17日付で土地改良法による換地処分が行われた土地の一部で、土地の境界確定のため換地図に基づき境界の復元を行ったところ一部が隣接地の生垣の下と判明したが、農地への復元が困難で、現在に至っているとのことで今回、地目変更したいとのことでございます。

場所につきましては14ページをご覧ください。以上、よろしくお願い致します。

議 長： それでは、地区担当委員の説明についてですが、番号1番について、6番 松井委員 お願いします。

6 番： 現地確認もいたしました、事務局の言うとおりで、なんら問題はないと思います。

議 長： ありがとうございます。次に番号2番について、私の方から説明いたします。
先ほど事務局が説明した通りでございます。特に問題はないように思います。次に番号3番から番号5番について、3番 北田委員お願いします。

3 番： はい、これは先ほどの1号議案とも絡んできているものなんです、この3番4番について事務局の説明通り問題ないと思います。以上です。

議 長： 次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、5番・館 委員に調査結果の報告をお願いします。

5 番： はい。本日午前中、糠山委員と事務局と私の3人で、堀江十楽、清王、北疋田の土地を現地確認してきました。変更事由にありますように地目変更は問題ないというふうに考えます。以上です。

議 長： はい、ありがとうございます。

それでは、この案件について、ご質問はありませんか。

(質問なし)

ないようですので、採決に入ります。

議案第3号「現況証明願について」、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（p 15～p 18）

議長： 次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい、では、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。15ページをご覧ください。

こちらの表は、7月利用権分の農地中間管理事業の一覧でございます。

全て新規設定でございます。

番号1番につきましては、国影の田2筆で、利用権を設定する者は1名です。

転貸先（受け手）〇〇さんでございます。

2番につきましては、重義の田3筆で、利用権を設定する者は1名です。転貸先（受け手）は、〇〇さんでございます。

3番につきましては、坂の下（北金津）の田3筆で、利用権を設定する者は1名です。転貸先（受け手）は、〇〇さんでございます。16ページから18ページにつきましては、番号1番から3番までの利用権を設定する土地の詳細を表した一覧です。ご確認くださいよう、よろしくお願い致します。以上で説明を終わります。

議長： 本案について、ご質問はありませんか。

(質問なし)

議長： ご質問がないようですので、採決に入ります。

議長： 番号1番から3番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成です。よって意見なしと決定することといたします。

◇ 議案第5号 あわら市地域計画変更（案）に対する意見について（p 19～p 22）

議 長： 次に、議案第5号「あわら市地域計画変更（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議 長： 本案について、ご質問はありませんか。

5 番：（地図の）変更箇所の北側に土地があるが、この茶色の色は何を意味してるんですか？

事 務 局： 現在、田んぼとして利用されています。ここは、元々〇〇さんが会社を建てるときに、この田を分筆して一部を侵入道路にしております。

元々、地域計画上は、外れていた箇所になります。元の計画でも、田んぼとしてやっていかないっていうことに（10年後ですけれども、）なっており、最初から外れていた農地になります。

地域計画の変更については、右の（目標）地図にありますように、黄色いで囲った〇〇さんが耕作することになっていた田んぼを左の地図のようにも抜いてしまって、農地としては利用しないということの計画になっております。

5 番： この田んぼの北側は、今はどうなっているのか。

事 務 局： 今は田んぼです。個人でやられているんですが、元々やらないという計画をしておりましたので、この色、紫薄い紫色も、元々、塗ってはいないような地図で作成しております。

5 番： そうすると、周辺の方の許可は取られているのですか。

事 務 局： 今、やられる方の同意も得ております。また赤枠で囲った隣接している田んぼの所有者にも了解を得て、計画を変更されたいということです。同意は得られています。

議 長： よろしいですか。ほかにご質問はありませんか。

（質問なし）

ご質問がないようですので、採決に入ります。

議 長： 議案第5号について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長： 全員賛成です。よって意見なしと決定することといたします。

◇報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について（P 23～ p 25）

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局： はい、では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。23ページをご覧ください。

この農地法第3条の3の規定の届出は、許可要件が必要でない所有権などの移転の報告です。今回9件の届出がございました。今回はすべて相続による所有権の移転でございます。

届出の土地、面積、権利取得者、権利取得日につきましては23ページから25ページにわたって記載のとおりとなっております。

ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありませんか。

（質問なし）

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届の報告について（P 26）

議長： 続いて、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局： はい、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。26ページをお開きください。

今回、1件の届け出がございました。

1番につきましては、波松の田1筆で、賃借人は、〇〇さんでございます。転用のための解約でございます。以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありませんか。

5 番： 確認ですが、この土地は先に審議した土地のことですね？観光農園の作業所を整備したいということで、5条の規定による申請が出ていた。ということは、〇〇さんが〇〇さんから借りていた土地をまずは畑として使っていた。その合意解約を解除した上で、作業所を作るという順番ということですね。

事務局： はい。その通りです。

議長： ほかにご質問はありませんか。

（質問なし）

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

事務局：先月の定例総会での「所有者不明土地」についてのご質問の回答をいたします。発言してよろしいですか。

議長：はい。どうぞ。

事務局：ご質問は、相続放棄された場合、「国の財産にうつるということではないのか」という内容でしたが、「国の財産にうつる」については次のようなケースとなります。

相続人がいない（または放棄）された土地で、その後、誰かが家庭裁判所に申立をおこない家庭裁判所が「相続財産管理人」を選任し、その後、相続財産管理人が財産を調査・管理・債権者への弁済などを実施し、財産を清算しても相続人が見つからず、かつ債権者・遺言による受取人などもいない場合に、最終的に国の財産にうつるということになります。前回のケースは、登記簿上の名義人が死亡したまま相続登記されていない状態でした。

相続財産管理人も選任されず、誰も相続登記をせずに放置された土地であったため、「所有者不明土地」となっていました。

「所有者不明土地」は、農業委員会が、一定の手続きをおこない、中間管理機構が、中間管理権を取得し、耕作者と賃貸借権を設定することができるため、前回のケースとなりました。

以上が前回のご質問の回答でございます。

議長：質問ありましたら受けたいと思います。

8 番：はい。相続人が決まらないといけないということですね。

事務局：はい、おっしゃる通りです。所有者が死亡した人のまま、登記名義がそのまま残り続けるってということになりますので、誰かが相続登記をしない限り、次の所有者を確定しないということで、誰が管理すべきか明確でない状態になってしまうので、結果、荒れた土地になってしまうということです。

前回は、そのケースで、農業委員会事務局として一定の手続きを行って、中間管理機構が賃借権を設定するという流れになっています。

8 番：土地とか家屋とか農舎とかいろいろありますけれども、それら全部すべてちゃんとやるということですね。田んぼは農業委員会ですけれども、住宅地とか宅地とかも、そういう財産もいろいろある場合には、それも今の説明のように、全部終わらないと何もできないということですか？

事務局：はい、おっしゃる通りです。

議 長： 放っておくとずっとそういう幽霊田んぼとか、誰のものでもないものがずっと残っていき
くってことになるのか。

事 務 局： はい、その通りです。

議 長： おそらく土地でも建物なんでもそうだと思うんですけど、相続財産管財人になりますよ
と手を挙げます、すると管財人になって、その土地をいろんな処理をして、売却して利益
が出るようならばすると思うんですね。いろんな費用がかかりますので。それが全く見込
めなかったら、誰も手をつけないだろうという思いがあるんですけど、そうすると、ずっ
と前に死んだ人の名前で、ずーっとそのものだけが、この先ずっと残っていくので。これ
はあんまり好ましいとは思わないですね。

8 番： 今、私の知ってる案件で、住宅地と田んぼと持っている人がいる。田んぼの1つは、持分
所有になっている。その持ち分の人も亡くなってしまった。他の持分の人も亡くなっていると。
だんだん広がっていく。持分の人の、形も決まらないうとダメだっていうことでしょう。分け
るわけにはいかんですね。だんだんややこしくなりますよね。ずっと放っておく形になるわ
けですね。

事 務 局： 誰かが相続しない限り、そのままの状態、相続関係人が増えていく可能性にはなると思
います。

議 長： 他によろしいですか？これからだんだんそういうのが増えてくるような気がしているんで
すけども、あんまりいいことではないなというふうに危惧しております。
よろしいですか？他にご質問がないようですので、今の話を閉じたいと思います。

◇ その他

議 長： 次に、その他の（1）その他について事務局の説明を求めます。
（事務局 その他（1）の説明）

議 長： ご質問はありませんか。
（質疑応答）

◇ 閉 会

議 長： 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。
慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

令和7年6月26日